

返還猶予または返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別	
熊本県内	第 7 条	保育所、幼保連携型認定こども園	
	第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって同法第 34 条の 15 第 1 項の事業及び同条第 2 項の認可を受けたもの	家庭的保育事業	
		小規模保育事業	
		居宅訪問型保育事業	
		事業所内保育事業	
	第 6 条の 3 第 13 項に規定され、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業	
	第 6 条の 3 第 7 項に規定され、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業	
	(※令和元年 12 月現在、熊本県には対象施設はありません) 第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの (認可外保育施設)のうち、右記に示すもの	ア 第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から 12 項までに規定する業務または同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設	
	学校教育法	第 1 条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第 2 条第 6 項	認定こども園	
子ども・子育て支援法	第 30 条第 1 項第 4 号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設	
	第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を実施する施設	